

巻末5 港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示

○港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示

(平成十九年三月二十八日)

(国土交通省告示第三百九十五号)

改正	平成二二年	九月	六日	国土交通省告示第一〇一五号	
	同	二五年	九月一八日	同	第 八六一号
	同	二九年	一月二六日	同	第一一九五号
	同	三〇年	三月一六日	同	第 四四八号
	令和	二年	六月一日	同	第 六三二号

港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)の規定に基づき、港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示(平成十一年運輸省告示第百八十一号)の全部を改正する告示を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条―第二十八条)

第一節 定義(第一条―第四条)

第二節 自然状況等の設定(第五条―第二十条)

第一款 風に関する事項(第六条)

第二款 潮位に関する事項(第七条)

第三款 波に関する事項(第八条・第九条)

第四款 水の流れに関する事項(第十条―第十二条)

第五款 地盤に関する事項(第十三条―第十五条)

第六款 地震に関する事項(第十六条・第十七条)

第七款 船舶に関する事項(第十八条)

第八款 その他の事項(第十九条・第二十条)

第三節 技術基準対象施設を構成する部材(第二十一条―第二十八条)

第二章 水域施設(第二十九条―第三十二条)

第三章 外郭施設(第三十三条―第四十六条)

第四章 係留施設(第四十七条―第七十四条)

第五章 臨港交通施設(第七十五条―第八十条)

第六章 荷さばき施設(第八十一条―第八十四条)

第七章 保管施設(第八十五条―第八十八条)

第八章 船舶役務用施設(第八十九条・第九十条)

第九章 移動式施設(第九十一条―第九十三条)

第十章 その他の港湾の施設(第九十四条―第九十八条)

第一節 旅客乗降用固定施設(第九十五条)

第二節 廃棄物埋立護岸(第九十六条)

第三節 海浜(第九十七条)

第四節 緑地及び広場(第九十八条)

附則